

越前市指定管理者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、越前市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の状況について調査及び審査を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 指定管理者制度に関し学識経験を有する者

(2) 市民からの公募による者

(3) 総務部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第7条 委員会は、第2条に規定する事務を遂行するため必要があると認めるときは、指定管理者及び関係所属長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その

他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第 8 条 委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、案件によっては、委員の承諾をもって会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 10 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に開催する委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。